

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する 法律第六条第一項の埋立地を定める省令の一部を改正する省令について

1. 背景

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する国土交通省令で定める埋立地の要件について、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第六条第一項の埋立地を定める省令（平成17年国土交通省令第100号。以下「国交省令」という。）において定められているところ。

今般、第190回国会において流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第36号。以下「改正法」という。）が成立・公布されたことに伴って、法の新たな国土交通省令委任事項として、認定に際しての道路管理者への協議の対象とならない場合等について規定する必要性が生じたところ。また、これに伴って省令名を改める必要性が生じたところ。

2. 概要

（1）省令名の改正

今般、法第4条第7項において新たに国土交通省令委任事項として認定に際しての道路管理者への協議の詳細を定めることとなったことから、省令名を「国土交通省関係流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則」とすることとする。

（2）認定に際しての道路管理者への協議の詳細（第1条～第3条関係）

法第4条第7項に定める、認定に当たっての道路管理者への協議を行う必要がない場合として、「流通業務総合効率化事業に貨物軌道事業が含まれない場合」と定め、貨物軌道事業が含まれる場合のみ協議を行うこととする。

また、道路管理者への協議に当たっては、軌道法施行令（昭和28年政令258号）第2条の規定と同等に、申請を受けたときは遅滞なく期限を設けて道路管理者の意見を徴しなければならない旨と、協議を受けた道路管理者は当該自治体の議会に意見を徴しなければならない旨等を定めることとする。

（3）施行期日

この省令は、改正法の施行日と同じ平成28年10月1日から施行することとする。

3. スケジュール

公	布	平成28年9月30日（金）
施	行	平成28年10月1日（土）